

生産性向上設備投資促進税制(特別償却)

	H26.1.20	H26年3月末	H27年3月末	H28年3月末	H29年3月末
1. 取得等の時期	①	②	③	④	
2. 特別償却率	100%	100%	100%	50% or 25%	
3. 損金算入の時期	H27年3月期	H27年3月期	H28年3月期	H29年3月期	
4. 特別償却不足額の繰越し	ナシ (H28年3月期への繰越しナシ)	アリ (H28年3月期への繰越しアリ)	アリ (H29年3月期への繰越しアリ)	アリ (H30年3月期への繰越しアリ)	
5. 留意事項	<p>■経理方法は、次のいずれかによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損金経理により費用を計上する方法 ・損金経理により特別償却準備金を積み立てる方法 ・剰余金の処分により特別償却準備金を積み立てる方法 <p>■①の期間の取得等の場合には、損金算入時期がH27年3月期だけのワンチャンスとなる(特別償却不足額の翌期への繰越ができない)。</p>				